

- 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。

第一種指定電気通信設備の指定内容

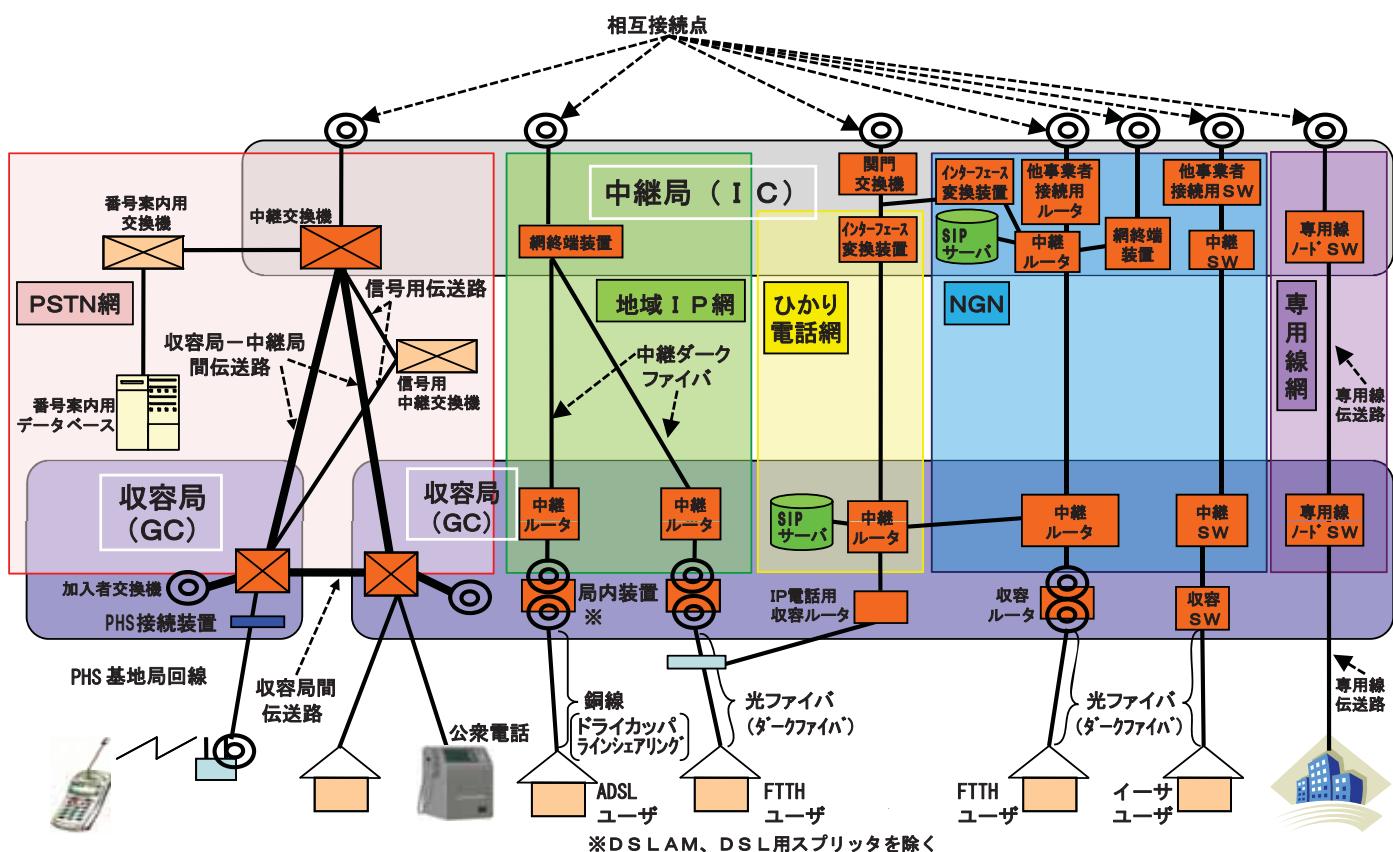
1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ (当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM (G.992.1/G.992.2 Annex C 準拠に限る。) 及びDSL用スプリッタ (コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内用にいられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
10. 相互接続点までの伝送路設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

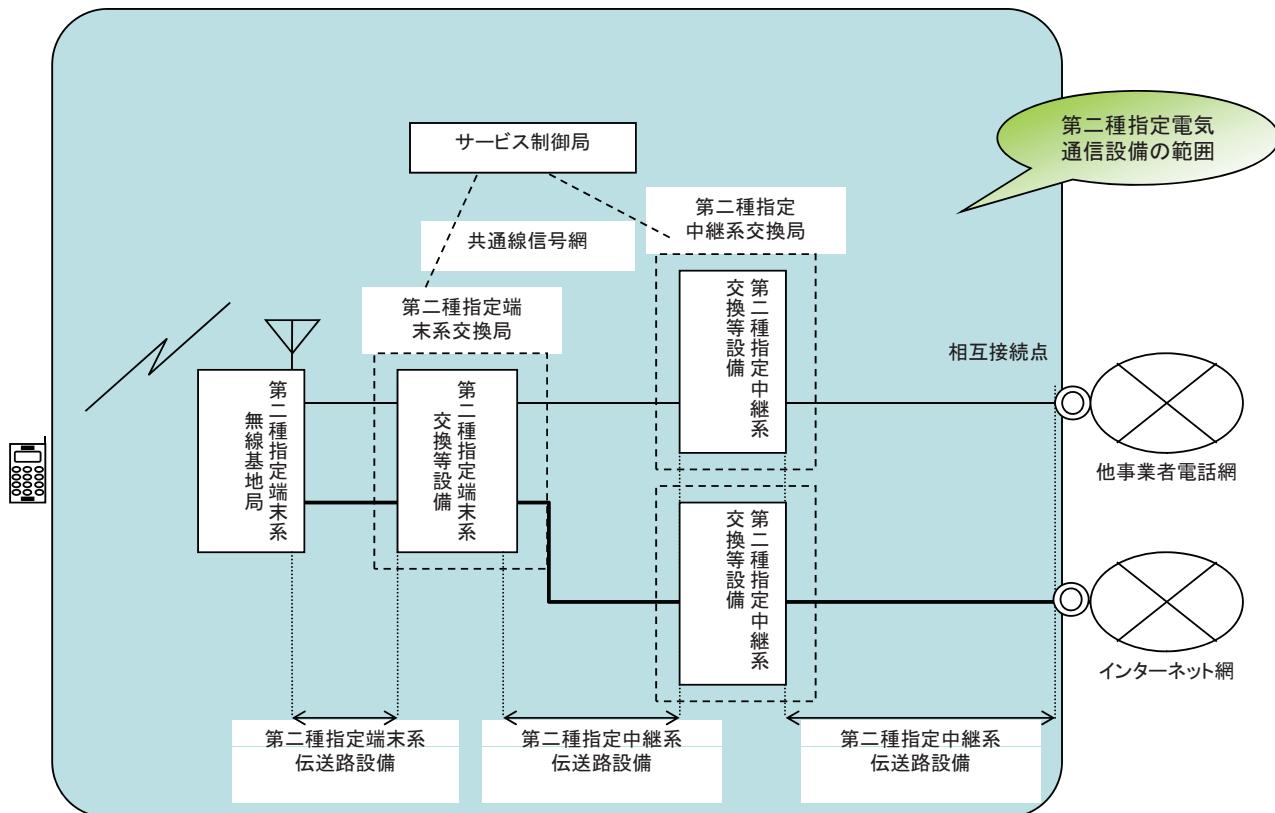
交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
伝送路設備	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。
その他	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備 (3.~8.に掲げるものを除く。)

【出典：第7回 (H19.5.25) 新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

(参考) 第一種指定電気通信設備の範囲 (概念図)



【出典：第1回 (H18.12.15) 新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】



【出典：第1回（H18.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

2-6 第一種指定電気通信設備との接続に関する規律(電気通信事業法第33条)

区分	内容
■接続約款の作成・認可(第2項)、公表(第11項)	<ul style="list-style-type: none"> 接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項)。接続約款を変更する場合も同様。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【認可の要件(第4項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること 加入者交換機能等の接続料は長期増分費用方式(LRIC)により算定 接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと </div> <ul style="list-style-type: none"> 認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。
■接続約款の届出(第7項)	<ul style="list-style-type: none"> 接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項)に届出を行うこと。
■接続約款の変更認可申請命令(第6項) ■変更命令(第8項)	<ul style="list-style-type: none"> 公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。
■認可接続約款等に基づく接続協定の締結(第9項)	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。 認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)
■通信量等の記録(第12項) ■接続会計の整理・公表(第13項)	<ul style="list-style-type: none"> 接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること 接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。
■接続料の再計算義務(第14項)	<ul style="list-style-type: none"> LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。
■接続に必要な情報の提供の努力義務(第15項)	<ul style="list-style-type: none"> 第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。

【出典：第1回（H18.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

電気通信事業法第33条第4項第1号

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・とう道へのコロケーションに係る事項
 - 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続
 - 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続
 - (他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
 - 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
 - NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
 - コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込～設置工事)
 - NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
 - (正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
 - 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が電柱等に設備を設置する際の手続等
 - 他事業者が接続に必要な装置をNTT東西の電柱等に設置するための手続
 - 他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等
 - 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
 - 他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用(能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

2-7 コロケーションルールの概要

「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

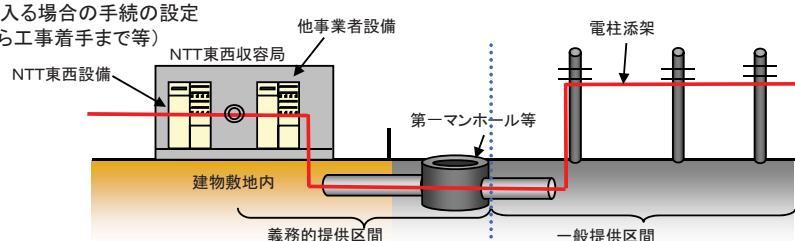
■ コロケーションに関する手続について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)

- ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
- ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
- ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
- ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はとう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱

コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続) ・標準的処理期間 ・工事保守費用
00年9月 -12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、NTT東西に対して以下の改善を求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・コロケーションの場所は役務提供を阻害しない範囲内でもっとも低廉になる条件にあることを基本とすること。 ・空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年11月	コロケーションスペース等の過剰保留を抑制する仕組み及び電柱におけるコロケーション手続の整備を接続約款に規定。

【出典：第87回(H19.1.23)接続委員会資料をもとに作成】

区分	内容
■接続約款の作成・事前届出(第2項)	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること(新たに指定された設備については3か月以内に届出(第6項))。接続約款を変更する場合も同様。</p> <p style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;">【接続約款に規定すべき事項(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> □他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 □接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 □電気通信事業者間の責任に関する事項 □接続協定の締結及び解除の手続 □接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 □利用者に対して負うべき責任に関する事項 □重要通信の取扱方法 □その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 □他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法
■接続約款の公表(第5項)	<p>▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること(電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用)。</p>
■接続約款の変更命令(第3項)	<p>【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】</p> <p>▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。</p> <p>▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。</p> <p>▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。</p> <p>▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。</p>
■接続約款に基づく接続協定の締結(第4項)	<p>▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。</p>

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

2-9 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

(※) 第一種指定電気通信設備(固定系)を設置する事業者(NTT東日本、NTT西日本を指定)
第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定(NTTドコモを指定)

○ 禁止行為の3類型とその具体例

【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供	【具体例】 ○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為
【法第30条第2項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与	【具体例】 ① 優先接続(マイライン)等における利用者登録作業についての不公平な取扱い ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉	【具体例】 ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

【出典：第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式(LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 ボトムアップ方式のLRICモデルを使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機－中継交換機回線、信号網等) PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 接続料の急激な変動を緩和する必要があると認められる場合にも適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(加入ダークファイバ)※2 IP関連装置(GE-PON等)
実績原価方式		<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> 地域IP網 IP関連装置(メディアコンバータ、局内／局外スプリッタ等) 中継光ファイバ回線(中継ダークファイバ) 加入者回線(ドライカッパ) 専用線 公衆電話
キャリアズレート		<ul style="list-style-type: none"> 届け出ている小売料金から営業費相当分を控除するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

※1 実績原価方式については、07年7月の接続料規則の改正により、08年度接続料算定から事後精算制度が廃止され、事前に接続料が確定する方式(直近の実績に基づき接続料を算定)に変更された。

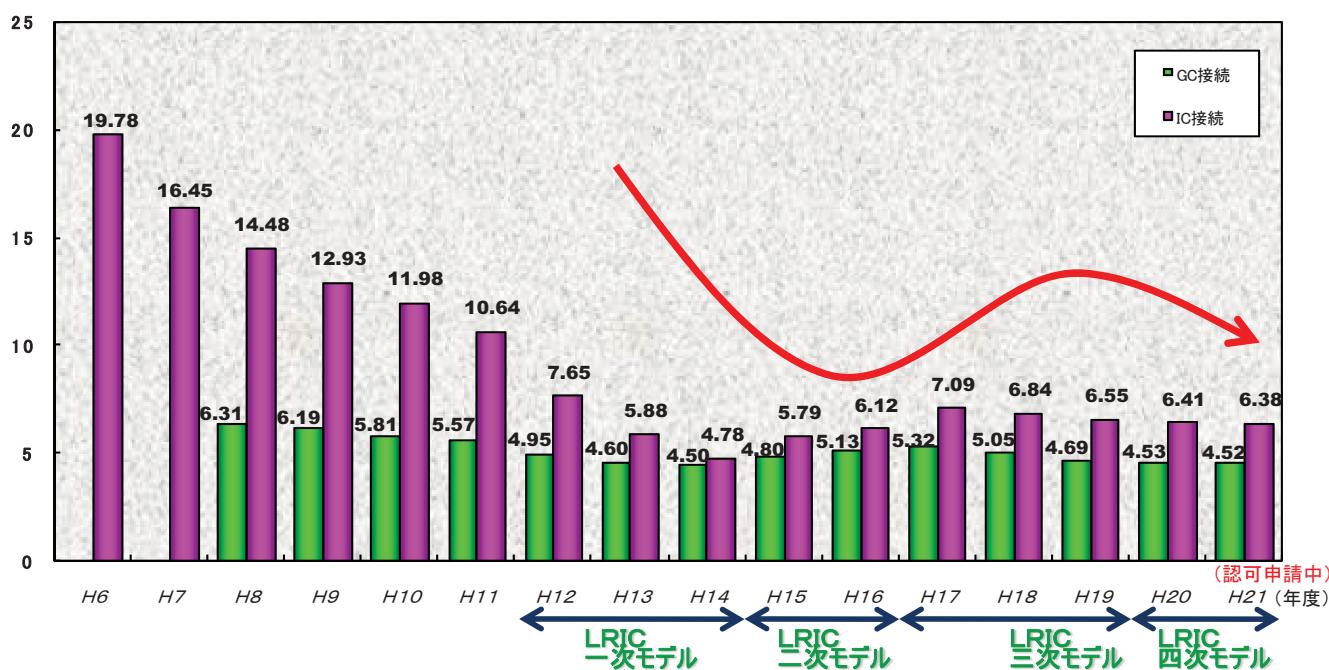
※2 加入ダークファイバの現行接続料は、08～10年度(3年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。

【出典：第103回(H19.1.15)接続委員会資料をもとに作成】

2-11 NTT東西の固定電話接続料の推移

- NTT東西の固定電話の接続料はLRIC方式(現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たにネットワークを構築した場合の費用に基づいて算定する方式)により算定される。
- 平成21年度の接続料は、GC接続4.52円／3分(対前年度比約1%減)、IC接続6.38円／3分(同約1%減)となり、前年度の接続料より引き下げとなった。

(円／3分)



【出典：第97回(H19.9.12)接続委員会資料をもとに作成】